

令和6年4月8日

組合員の皆様へ

いわみざわ農業協同組合  
代表理事組合長 引頭 一宏

## 出資証券廃止のお知らせ

平素より当JAの事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金については、従前より出資証券を発行して参りましたが、全国的な株券電子化（証券廃止）の流れの中で、当JAにおいても令和6年4月8日をもって出資証券を廃止することといたしました。

なお、これに伴いお手持ちの出資証券は無効になりますが、組合員の皆様からお預かりしている出資金・組合員としての権利等については、何ら影響なく、今後も厳格な残高管理を行って参りますので、ご安心ください。

今後は、出資証券に替えて、毎年4月頃に1月末時点の「出資残高通知書」を送付することとし、出資残高をお知らせいたします。また出資配当金等の支払いに関する項目は「出資配当金及び利用高配当金支払通知書」に記載しお知らせいたします。

お手持ちの出資証券につきましては、お手数ですがご自身で破棄されるか最寄りの本所・支所・出張所まで返却されますようお願い申し上げます。

なお、各Aコープ店舗等でご利用いただけるメンバーシップカードにつきましては、今後も引き続きご利用いただけます。

<p><b>【問合せ先】</b> 総務部総務課 TEL : 0126-25-2211</p>
--

## 出資証券廃止にかかるQ & A

Q 1. なぜ、出資証券を廃止するのですか？

A 1. 現在当組合は出資証券を発行していますので、脱退時は出資証券を回収するとともに、出資内容に変更が生じた場合（出資口数の変更や組合員の皆様がお亡くなりになった場合の相続など）には、お手持ちの出資証券を回収のうえ、出資額や名義を変更して新しい出資証券を発行しております。また、出資証券の回収時に出資証券が見当たらないために、出資証券の紛失手続き（書類の作成等）をお願いするケースが多く発生しており、組合員の皆様にお手数をおかけしています。このため、出資証券を廃止することにより、紛失や盗難のリスクを軽減し、出資金の管理をより効率的かつ安全なものに致します。全国的な債権・株券の電子化に伴う証券廃止の流れが進む中、当JAにおきましては令和6年4月8日より電子証券管理に移行し、出資証券を廃止する方針として取り進めをさせて頂くことと致しました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q 2. 出資証券廃止後、JAに出資しているお金はどうなりますか？

A 2. 組合員の皆様からお預かりしている出資金ならびに組合員としての権利、JAが提供するサービス等については、これまでと変わりありません。

Q 3. 手元にある出資証券はどうしたらいいですか？

A 3. 現在、組合員のみなさまが現在お持ちの出資証券につきましては、令和6年4月8日より無効となります。そこで、組合より出資証券が廃止される令和6年1月末の出資金の残高（令和6年2月以降に新規加入された組合員については3月末残高）について、令和6年4月に「出資残高通知書」を送付いたしますので、確認したうえ出資証券の廃棄をお願いいたします。当組合から回収等はいたしませんので、誠に恐縮ですが、ご自身で破棄等処分して頂くか最寄りの本所、支所、出張所へご返却下さいますようお願いいたします。また、脱退等により出資金の払戻しが済んだ後に出資証券をご持参いただいても、JAでは出資金の払戻しはできませんのでご注意ください。

Q 4. 出資証券の発行は、法律等で定められているのではないですか？

A 4. 出資証券については、農業協同組合法および本組合定款において、その発行・管理にかかる明文規定は存在しません。また、JAの出資証券は、出資金の受取書として発行していたものですから、所持者の権利を証明する株券などの有価証券とは法的な性格が異なります。

Q 5. 出資証券廃止後に自分の出資金を知りたい場合はどうすればいいですか？

A 5. 廃止後は、ご本人であれば当組合の営業時間内に本所・支所・出張所の窓口で、出資金残高を記載した「出資残高通知書」をご請求いただけます。

また、出資残高が増減した際には、変動した出資内容が分かる書類を交付いたします。剰余金処分に伴う出資等配当金の出資予約貯金からの増口については、事前に送付する「出資配当金及び利用高配当金支払通知書」に記載された「今回出資増口願う額」及び出資予約貯金通帳を記帳することによりご確認できます。尚、毎年4月頃に「出資残高通知書」を送付いたしますのでそちらでもご確認いただけます。

Q 6. 譲渡・脱退・相続手続きの際は、何を持っていけばいいですか？

A 6. 「本人確認書類」と「配当金入金指定口座のお届け印」をお持ちください。また「メンバーシップカード」「出資予約貯金口座」をお持ちの方はそちらもお持ちください。相続の際には相続人の実印と相続関係の確認資料をお持ちください。その際、出資証券をお持ちいただいた場合は、当組合で回収させていただきます。出資証券については紛失されていても紛失届の必要はありません。